主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法七六条違反をいう点は、北海道が日本国の領土であることは自明のことであり、憲法三九条、三六条違反をいう点は、監獄法及び同法施行規則の規定する懲罰や戒護は刑罰ではなく、被告人は同一の犯罪について二重に処罰されたものではないから、所論はいずれも前提を欠き、その余は、違憲をいう点をも含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人高野国雄、同入江五郎の上告趣意は、違憲をいうかのような点をも含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五四年七月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶